

# 『環』の公共事業実施ガイドラインチェックリスト

## 【② 河川・ダム・砂防・治山】

|         |                             |            |  |
|---------|-----------------------------|------------|--|
| 工 事 名   | 志楽川地域振興河川工事                 |            |  |
| 実 施 番 号 | 5-(土・中東)21地振河-1388-1-1(舞鶴市) |            |  |
| 工 事 箇 所 | 舞鶴市市場地内                     |            |  |
| 発 注 機 関 | 京都府中丹東土木事務所                 |            |  |
| 評 価 実 施 | 設計・積算段階                     | 平成21年8月1日  |  |
|         | 施工段階(工事完成時)                 | 平成22年3月31日 |  |

### 地域の環境像

当該地域は舞鶴湾に注ぐ二級河川志楽川の中流域にあり、左岸には豊かな針葉樹、広葉樹林が群生し、右岸には田園風景が広がる地域である。当該地域は河川断面が狭く、異常出水時には国道が冠水することから抜本的な対策が必要な箇所である。豊かな自然を守りつつ住民の安心・安全に寄与するため、河道拡幅を実施するものである。実施時には極力樹木等の植生を残す等の配慮をしたい。

### 環境の保全に特に配慮する事項

豊かな自然環境を極力残し、植生工を利用し緑の回復を図る。

| 配 慮 項 目   | 設計・積算段階 |     | 施 工 段 階 |           |
|---|---------|-----|---------|-----------|
|   | 該 当     | 配 慮 | 該 当     | 工 事 完 成 時 |
| <b>■地球環境・自然環境</b>   |         |     |         |           |
| <b>●地球温暖化(CO2排出量等)</b>  |         |     |         |           |
| ①府内産の間伐材や現地発生材を使用する。  | -       | -   |         |           |
| ②工事車両や建設機械のアイドリングストップを行う。   | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ③自然エネルギー、省エネルギータイプの河川管理施設を導入する。   | -       | -   |         |           |
| ④省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用する。  | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ⑤木製型枠の反復使用や鋼製型枠の使用等により、熱帯産材の使用を削減する。                                    | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ⑥CO2の吸収やヒートアイランド現象の抑制に資する緑化を推進する。                                       | ○       | ○   | ○       | ○         |
| <b>●地形・地質・土砂移動</b>  |         |     |         |           |
| ①京都府レッドデータブックに掲載された地形・地質などの分布状況を把握し、改変を回避する。                            | -       | -   |         |           |
| ②現況地形を極力残す。   | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ③水際部の保全など地形改変の少ない工法を行う。   | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ④蛇行、瀬、淵の保全や創出を行う。   | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ⑤多様な水際部、低水路、河床などを保全・形成する。   | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ⑥土砂移動の適正量を確保する。   | -       | -   |         |           |
| <b>●野生生物・絶滅危惧種</b>  |         |     |         |           |
| ①京都府レッドデータブックに掲載された絶滅危惧種や、地域で特に貴重と考えられる野生生物などの生息・生育状況を把握し、その環境の改変を回避する。 | -       | -   |         |           |
| ②構造物が動物の移動の支障とならないようにする。やむ終えない場合は、新たな移動経路を設置する。                         | -       | -   |         |           |
| ③野生生物の繁殖期間、産卵期間等における影響を低減する。  | -       | -   |         |           |

| 配 慮 項 目   | 設計・積算段階 |     | 施 工 段 階 |           |
|---|---------|-----|---------|-----------|
|   | 該 当     | 配 慮 | 該 当     | 工 事 完 成 時 |
| ④低水路において魚類等のエサ場、休息、避難場所等を確保する。                          | -       | -   |         |           |
| ⑤河川横断構造物の設置により、魚類等の遡上、降下を阻害しない。                         | ○       | ○   | ○       | ○         |
| <b>●生態系</b>   |         |     |         |           |
| ①京都府レッドデータブックに掲載された地域生態系や当該地域固有の生態系などの分布状況を把握し、改変を回避する。 | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ②工事施工時・施工後において、汚水や騒音の発生などによる生態系への影響を低減させる。              | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ③地域産の郷土種を利用した緑化・植栽や表土の復元、構造物の覆土などにより生態系を保全する。           | -       | -   |         |           |
| ④樹木等の伐採を必要最小限に抑え、樹林地や草地、水際部から後背地などの自然植生の連続性を確保する。       | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ⑤河川や水路などの暗渠化は避ける。                                       | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ⑥水辺植生の保全により、河川の浄化機能を維持する。                               | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ⑦生態系に配慮した根固、水制等を行う。                                     | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ⑧下流域の生態系の保全に配慮した正常流量を確保する。                              | -       | -   |         |           |
| ⑨地域の生態系に応じた多様な水際線、低水路、河床等を保全・形成する。                      | -       | -   |         |           |
| <b>■生活環境</b>  |         |     |         |           |
| <b>●水環境・水循環</b>   |         |     |         |           |
| ①「京都府土木事業共通仕様書」に即した計画・事業となっている。                         |         |     |         |           |
| a. 工事施工に伴う汚水、濁水、土砂の流出を防止する。                             | ○       | ○   | ○       | ○         |
| b. 地盤改良、施設の設置等による地下水汚染を防止する。                            |         |     |         |           |
| ②広範な裸地出現防止のため、段階的に工事を行う。                                | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ③出水期における大規模な土工工事は極力行わない。                                | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ④工事の各段階での調整池（沈砂池）の設置及び適切な管理を行う。                         | ○       | ○   | ○       | ○         |
| ⑥工事仮設事務所からの生活雑排水の適正処理を行う。                               | -       | -   |         |           |
| ⑦ダム建設による湛水によって、河川の水質への影響を極力及ぼさないようにする。                  | -       | -   |         |           |
| <b>●大気環境</b>  |         |     |         |           |
| ①「建設工事公衆災害防止対策要綱」に即した計画・事業となっている。                       |         |     |         |           |
| a. 大気汚染を軽減する視点から、工事の施工にあたり、計画的な工事工程及び車両の運行を行う。          |         |     |         |           |
| b. 迂回路の確保、適切な交通規制等により円滑な通行を確保する。                        | ○       | ○   | ○       | ○         |
| c. 建設機械及び工事用車両の点検・整備を徹底するとともに、工事中における稼働・走行時間の短縮を行う。     |         |     |         |           |
| d. 臭気発生物質の適正管理及び使用量の削減を行う。                              |         |     |         |           |
| ②「京都府土木事業共通仕様書」に即した計画・事業となっている。                         |         |     |         |           |
| a. 排出ガス対策型（低NOx型）建設機械を使用する。                             | ○       | ○   | ○       | ○         |
| b. 工事現場の駐車場の適正配置やサイン設置により、迅速に駐車できるようにする。                |         |     |         |           |

| 配 慮 項 目   | 設計・積算段階 |    | 施 工 段 階 |           |
|---|---------|----|---------|-----------|
|   | 該当      | 配慮 | 該当      | 工事完<br>成時 |
| <b>●土壌・地盤環境</b>   |         |    |         |           |
| ①客土による汚染土壌の導入や化学物質などによる土壌の汚染を防止する。                              | -       | -  |         |           |
| ②土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。また、鉱山跡地等で重金属の影響が認められる場合は土地の改変を回避する。     | -       | -  |         |           |
| ③地下水脈の阻害を回避する。  | -       | -  |         |           |
| <b>●騒音・振動</b>   |         |    |         |           |
| ①騒音、振動等に配慮した工法を採用する。また、防音壁、防音シート、緩衝緑地等を設置し、騒音防止を図る。             | ○       | ○  | ○       | ○         |
| ②低振動、低騒音型の建設機械を使用する。  | -       | -  |         |           |
| ③早朝や夜間の建設機械の稼働を避ける。   | ○       | ○  | ○       | ○         |
| <b>●廃棄物・リサイクル</b>   |         |    |         |           |
| ①「建設副産物適正処理推進要綱」に即した計画・事業となっている。                                |         |    |         |           |
| a. 建設廃棄物の発生抑制、分別保管・収集、再資源化、適正処理を行う。                             | ○       | ○  | ○       | ○         |
| b. 梱包材など容器、包装廃棄物の発生抑制を行う。                                       |         |    |         |           |
| c. 汚泥の減量化・再利用を行う。   |         |    |         |           |
| ②現況地形を活かし、造成土量を抑制する。  | ○       | ○  | ○       | ○         |
| ③建設発生土の再利用、適正処理を行う。   | ○       | ○  | ○       | ○         |
| ④再生骨材、再生砕石等の再生資源を使用する。  | ○       | ○  | ○       | ○         |
| ⑤植物廃材の有効利用を行う。  | -       | -  |         |           |
| <b>●化学物質、粉塵</b>   |         |    |         |           |
| ①「建設副産物適正処理推進要綱」に即した計画・事業となっている。                                |         |    |         |           |
| a. 施工前にPCB廃棄物やアスベスト等の有害化学物質の有無を確認する。                            | -       | -  |         |           |
| b. 廃棄物の焼却処理は、適正な廃棄物焼却施設で行う。                                     |         |    |         |           |
| ②「建設工事公衆災害防止対策要綱」に即した計画・事業となっている。                               |         |    |         |           |
| a. 工事用車両・建設機械の洗浄設備・施設を設置し、適切な管理を行う。                             | -       | -  |         |           |
| b. 防塵シートの設置や散水を行う。  |         |    |         |           |
| <b>●電磁波、電波環境、日照</b>   |         |    |         |           |
| ①電波障害、日照障害等を防止する。   | -       | -  |         |           |
| <b>■地域個性・文化環境</b>   |         |    |         |           |
| <b>●景観</b>  |         |    |         |           |
| ①構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の特性や統一性に配慮して、周辺景観への影響を低減させる。 | -       | -  |         |           |
| ②河川周辺の景観や自然植生と調和した緑化を行ったり、支障となる樹木等の移植を行い修景に活かしたりする。             | -       | -  |         |           |
| ③歴史的構造物等の優れた歴史的・文化的景観に近接する場合は、一体的な保全及び修景に配慮する。                  | -       | -  |         |           |
| ④歴史的に重要な家屋(群)や水路、棚田、はさ木、石垣など、地域の伝統的な景観構成要素を保存する                 | -       | -  |         |           |

| 配 慮 項 目  | 設 計 ・ 積 算 段 階 |     | 施 工 段 階 |           |
|--|---------------|-----|---------|-----------|
|  | 該 当           | 配 慮 | 該 当     | 工 事 完 成 時 |
| <b>●地域の文化資産</b>  |               |     |         |           |
| ①史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地、文化財環境保全地区、文化財指定・登録の建造物、庭園、石造物等の状況を把握し、直接的な影響及び周辺環境の改変などの間接的な影響を回避する。 | -             | -   |         |           |
| ②構造物等の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩等について、地域の風土や文化などの文化資産に調和したものとす。                                 | -             | -   |         |           |
| ③古道や街道、峠、社寺への参道など、歴史的に重要な道については、その線形や形態等を保存する。   | -             | -   |         |           |
| ④鎮守の森や神木など地域の民間信仰の対象、故事来歴や伝承のある自然の消失・改変を回避する。  | -             | -   |         |           |
| <b>●里山の保全</b>  |               |     |         |           |
| ①近隣の里山やため池の分布や植生の状況を把握し、地域で典型的な里山やため池の消失や分断を回避する。  | -             | -   |         |           |
| <b>●伝統的行祭事</b>   |               |     |         |           |
| ①年中行事や祭礼、儀礼、法会、民俗芸能などの、地域における風俗習慣の拠点となっている場所を把握し、その消失や改変を回避する。                             | -             | -   |         |           |
| ②地域における伝統的行祭事の実施を施工により中断、分断等させない。  | -             | -   |         |           |
| <b>●地域住民との協働</b>   |               |     |         |           |
| ①計画策定や施工、施工後の管理において、地域住民との協働の仕組みを取り入れる。  | -             | -   |         |           |
| ②水辺の親水性を確保、形成する。   | -             | -   |         |           |